平成２４年（フ）第１９０号
山口市楠木町１番27号
債務者　西見　儀昭
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
山口市楠木町１番27号
債務者　西見ひろみ
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
山口県防府市大字浜方26番地の４　メロディーハイム横入川Ｅ棟102
債務者　吉木　政和
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
山口市大内御堀3442番地２　コーポラス桜木Ｂ102号
債務者　藤田　直行
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
釧路市緑ケ岡３丁目１番245号
債務者　澁谷　友美（旧姓青田）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４号
川崎市宮前区犬蔵１丁目27番１号
債務者　篠田　　孝
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
川崎市宮前区東有馬３丁目６番13号　岬スカイハイツ105
債務者　横須賀妙子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５３３号
川崎市麻生区上麻生６丁目33番28号　パーシモンヒルズ102、前住所川崎市麻生区白鳥２丁目１番６号　赤沢荘205
債務者　前田　剛宏
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４４号
川崎市川崎区大島３丁目18番９号、前住所川崎市川崎区四谷上町21番16―508号　コスモ大師公園南
債務者　清原　勝則
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５６号
川崎市多摩区南生田４丁目20番１―401号
債務者　宍戸　幸美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
川崎市川崎区鋼管通１丁目25番４号　富士見荘３号
債務者　渡邊　幹仁
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０５号
川崎市川崎区小田４丁目23番２号　ハイツ小田公園201、前住所川崎市川崎区小田１丁目17番24―401号　シェ・ソワ並木
債務者　久井田由美子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１１号
川崎市宮前区菅生ケ丘17番26号　よつばハイツ202
債務者　手塚　文博
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１６号
川崎市川崎区田島町８番３号　ファミーユ田島202、前住所川崎市川崎区小田５丁目27番３号　ファミーユ小田202
債務者　茂木　常房
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６２１号
川崎市川崎区池田１丁目４番17号　コーポブルックス101、前住所川崎市川崎区大島３丁目26番７号　マンションあずま遠藤ビル203
債務者　小山美知代（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係